

台湾産ボンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ及びれいしの生果実に関する植物検疫実施細則
(昭和55年4月3日付け55農蚕第1357号) 一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号、以下「規則」という。）別表2の付表第10の台湾産のボンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ（以下「リュウチン」という。）及び同付表第13の台湾産のれいしの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和55年4月3日付け農林水産省告示第437号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号）別表1の付表第10の台湾産のボンカン、タンカン、リュウチン種のスイートオレンジ（以下「リュウチン」という。）及び同付表第13の台湾産のれいしの生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、昭和55年4月3日農林水産省告示第437号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
8 輸入検査 (1) 〔略〕 (3) (4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>規則</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (5) 〔略〕	8 輸入検査 (1) 〔略〕 (3) (4) (1), (2) 及び (3) 以外の輸入検査の手続及び方法は、<u>植物防疫法施行規則</u>及び輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）によるものとする。 (5) 〔略〕